

令和8年3月11日

議会議長 鈴木 晴範 様

議会運営委員会
委員長 植松 淳史

議会運営委員会の管外行政視察について（報告）

令和7年12月9日にご承認いただいた議会運営委員会の管外行政視察を実施いたしましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

- 1 実施日 令和8年1月21日（水）から令和8年1月22日（木）
- 2 参加者 議会運営委員 6名
議会事務局職員 1名
- 3 視察場所 愛知県一宮市
岐阜県多治見市
- 4 視察概要 別紙のとおり

議会運営委員会管外行政視察報告書

愛知県一宮市（議会改革について）

一宮市では議会改革を進めるにあたり、より詳細な協議及び調整を行うため、議会運営委員会の下部組織として議会改革検討協議会を設置し議会改革を推進している。

議会改革として「市民に開かれた わかりやすい議会」を目指しており、議場内に 200 インチの大型モニターを設置し、本会議の様子や一般質問時の資料映像を映すことにより傍聴に来庁した多くの市民が議会の様子を確認しやすいように環境が整備されていた。

また、自動翻訳システムを導入しており、耳が不自由な方も本議会・委員会傍聴時に発言した内容が分かるように配慮され、傍聴になかなか来られない市民に向けたケーブルテレビや YouTube でのライブ配信を実施しており、多くの方が議会の様子を確認できるよう整備されていた。

ユニークな施策として、高校生や保護者に議会を身近に感じてもらえるよう 12 月定例会において、地元木曾川高校ブラスバンド部を招いて議場での演奏会の開催なども実施されている。

当町の一般質問は一括質問方式であるが、一宮市では昭和 30 年ごろから一問一答方式で行っており、質疑・答弁の内容が把握しやすいなどの利点や諸課題について意見交換を行った。

一宮市では平成 28 年に議会基本条例を制定しており、制定に関するまでに実施した議会改革検討協議会での協議事項やパブリックコメントの実施等、当時の経緯や課題、制定後の点検・評価・検証の有無等について確認をした。

一宮市議会においては、「市民に開かれた わかりやすい議会」を重視した議会の機能強化がされていることが確認できた。議場内における大型モニターの導入による傍聴環境整備や市民参加型の議場演奏会を開催することで、住民目線で議会運営を行っていると感じられた。

本視察で参考となる様々な事例について、今後の当町議会の議会改革の取組に活かしていきたい。

岐阜県多治見市（議会改革について）

多治見市では平成 22 年に議会基本条例を制定しており、議会基本条例をベースとした議会運営を行っていた。

議会基本条例に制定に至るまでの背景として、有志の議員で発足した「政策研究会」にて原案を作成し、その後「議会基本条例策定特別委員会」を設置し、市民説明会の開催等市民の意見を参考にしながら、「市民の信託に全力で応えていくことを決意し」、「市民の福祉の向上や市勢の進展に寄与し、豊かなまちづくりを実現する」ことを目的に条例を制定したことを確認した。

議会改革の取組として市長から執行部までを対象とした反問権の拡大や「多治見市美濃焼を使おう条例」等議員発議による条例の制定があったという説明を受けた。また、議員間の自由討議、市民と議会との対話集会の実施を定期的に行っており、総合計画策定の際には当局側もコンサルタントに頼らないだけでなく、議会側も特別委員会や議員間討議で積極的に議論して意見書を提出するという説明も受けた。

これらによって議員の政策提言力向上や、市内の諸問題解決に議会や議員が本気で関わる気概と市政のチェック機能としての議会が形骸化せずに機能していると強く感じられた。

市民と議会との対話集会において、常任委員会である広報広聴研究会で毎年テーマを設定し、実施内容等を明記したチラシの全戸配布やポスターの作成、区長会等での説明等、対話集会を実施するための環境が整っており、議員活動の一部として当然のように実施している状況は特に印象的であった。

また、議会基本条例制定以降、議会運営委員会を中心として定期的に点検・評価・検証を行っており、基本条例の運用見直し実施の状況も垣間見ることができた。

更に意見交換を通じ、各議員においても議会基本条例を基に議員活動を行っている様子も感じ取ることができた。

当町においても現在議会基本条例制定特別委員会を設置し、制定に向けて動いている状況であり、今回の視察内容・事例を踏まえ、今後の議会基本条例制定に向けた取組に活かしていきたい。